

令和4年調布市教育委員会第12回定例会会議録

1. 日 時 令和4年12月23日午前10時00分～午前11時34分（1時間34分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 副 主 幹 市 川 陽 介

教 育 総 務 課 副 主 幹 岡 本 広 美

学 務 課 長 丸 山 義 治

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 主 幹 兼 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長

図 書 館 副 主 幹 長 崎 光 利

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 御 前 智 則

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主事 野 口 大 輔

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 福 谷 文 夫

〈会議に付した事件〉

議案第35号 調布市教育委員会教育目標及び基本方針について

議案第36号 臨時代理の承認について（東京都公立学校副校長の人事について）

議案第37号 調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

議案第38号 調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和4年調布市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○大和田教育長 本日は、福山学務課主幹、海老澤図書館副主幹は都合により欠席しておりますので、御了承をお願いいたします。

○大和田教育長 日程に入る前に、皆様にお願ひがあります。

平成24年12月20日に、調布市立富士見台小学校において、当時5年生の児童が、学校給食における食物アレルギーにより尊い命を失われてから、10年が経過しました。

ここで、改めて、児童の御冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと思います。傍聴者の皆様も御協力をお願いいたします。御起立ください。

(黙とう)

○大和田教育長 ありがとうございます。御着席をお願いいたします。

日程第1 令和4年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1，令和4年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、福谷委員を指名し、教育長の私，大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2，報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告い

たします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、12月9日現在の進捗状況の報告です。

前回の定例会以降、新たに契約した工事については、2ページの表の最下段、No.19と、次のページ上段、No.20の2件の工事となります。

工事の概要ですが、No.19は調布中学校と第六中学校で、No.20は石原小学校と第一小学校で、設置から年数が経過し経年劣化した空調機を更新する工事です。

続きまして、5ページをお願いいたします。

No.1の写真は、第一小学校体育館改修工事の状況で、舞台周りの施工状況です。舞台周りの施工もおおむね完了し、舞台の幕の設置や、上部には舞台照明の設置が完了しました。

No.2の写真は、国領小学校給食室ほか改修工事の施工状況で、調理室内の施工状況です。天井内に納める設備関係の施工が完了し、この後、ボード張りなど天井面の仕上げの作業を行います。

No.3の写真は、多摩川小学校校舎増築工事の施工状況、次のページ、No.4の写真は、布田小学校校舎増築工事の施工状況となります。多摩川小学校では2階部分の躯体工事、布田小学校では1階部分の躯体工事を進めています。

No.5の写真は、富士見台小学校普通教室改修工事の工事完了の写真となります。今後の学級数の増加に対応するため、ランチルームを改修して、普通教室を2教室整備しました。

No.6の写真は、染地地域福祉センター及び図書館染地分館改修工事の施工状況で、染地分館面の内装の施工状況です。天井ボードの張り替えや床のシートの張り替えがおおむね完了しました。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、丸山学務課長から、調布市立学校における臨時休業の状況、新型コロナウイルス感染症新規感染者数について報告を願います。丸山学務課長。

○丸山学務課長 私からは、調布市立学校における臨時休業の状況、新型コロナウイルス感染症新規感染者数について御報告いたします。

感染状況は、12月に入ってから週ごとの感染者は200人台を横ばいで推移しております。22日の臨時休業状況は、小学校の学級閉鎖5校、中学校は0校、新規感染者の報告件数は、小学校18人、中学校5人、合計23人となっております。

なお、本日終業式を迎え、年末年始に人流が多く見込まれることから、昨日、冬季休業期間中の感染防止に関して、全児童・生徒の保護者へ、児童・生徒の健康、安全を最優先

とし、各家庭においても引き続き感染症対策等に御留意いただくよう、加えて、調布市医師会、多摩府中保健所、東京都の関連するホームページのリンクを張り、学校安全・安心メールを送信し、注意喚起しております。

今後も引き続き、国や東京都が示す様々な対策など、動向に注視して対応してまいります。

説明は以上となります。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和4年11月における市内小・中学校の事故等の報告について、小中連携教育の充実について、令和3年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について、以上3件の報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 それでは、私から3件の報告をさせていただきます。

まず1件目です。令和4年11月における市内小・中学校の事故等の報告についてです。資料2を御覧ください。

令和4年11月は、小学校7件、中学校3件、合計10件になります。

小学校についてですが、①発生日、11月1日火曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年女子です。当該児童は、体育の授業中、鬼遊びをしている際に履いていた上履きが脱げ、バランスを崩し、近くにいたほかの児童と顔面がぶつかりました。病院で受診をし、前歯打撲の診断を受けております。

②発生日、11月1日火曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故です。対象児童は第3学年男子です。当該児童は、体育の授業中、鬼遊びをしている際に他児童と顔面がぶつかりました。病院で受診をし、右頬打撲の診断を受けております。

①と②が、同一の事故の対象児童になっております。

③発生日、11月1日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第6学年男子です。当該児童は、体育の授業中、高跳びの試技の際に、バランスを崩してマットに右手を着きました。痛みが引かないため、病院で受診をしたところ、右手首骨折の診断を受けております。

④発生日、11月10日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年男子です。当該児童は、体育の授業中、鬼遊びをしている際に転倒し、地面に左手を着きました。帰宅後、痛みが出てきたため、病院で受診をしたところ、左手首骨折の診断を受けております。

⑤発生日、11月11日火曜日、発生場所は通学路、学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年男子です。当該児童は、登校時に友達が公園でサッカーをしているのを見つけ、一緒に遊び始めました。遊んでいる途中に、ボールを取りに行く際、滑ってバランスを崩し、近くにあったベンチに口をぶつけました。登校後、病院で受診をし、5針縫合の処置を受けております。

⑥発生日、11月15日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年男子です。当該児童は、体育の授業中、ボールゲームをしている際、順番を巡って口論となりました。加害児童から押されて転倒しております。転倒した際に左肩を地面に打ち付けました。帰宅後に痛みが出てきたため、病院で受診をしたところ、左鎖骨骨折の診断を受けております。

⑦発生日、11月17日木曜日、発生場所はシャワー室、学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年男子です。当該児童は、給食を喫食後、片付けを拒んだため、学級介助員が当該児童に片付けるように促したところ、教室内で興奮状態となりました。当該児童を落ち着かせるため、学級介助員が別室にあるシャワー室へ連れていき、扉を閉めた際に、当該児童は右小指を挟みました。病院で受診をし、右小指挫創の診断を受けております。裏面に参ります。

次に、中学校についてです。

①発生日、11月18日金曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象生徒は第3学年男子です。当該生徒は、昼休みに友達とサッカーをしていた際に、ボールを追い掛けて校庭の防球ネット下の硬質マットに激突をしました。激突した際に右手首を強打しました。病院で受診をし、右手首骨折の診断を受けております。

②発生日、11月25日金曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子です。当該生徒は、部活動中、後方から飛んできた他の生徒が投げたボールが、振り返った際に右目に当たりました。病院で受診をし、右目打撲の診断を受けております。眼球自体に異常は見られなかったと報告を受けております。

③発生日、11月28日月曜日、発生場所は体育館、学校管理内の事故になります。対象生徒は第2学年女子です。当該生徒は、部活動中、ボールをレシーブした際に後方にバランスを崩し、右側頭部を床に打ち付けました。病院で受診をし、右側頭部打撲の診断を受けております。

報告については以上です。

次に、小中連携教育の充実に向けて御報告させていただきます。資料3を御覧ください。

小中連携教育については、これまでも学校において取り組んできているところですが、コロナ禍における取組の充実に向けて、さらに進めてまいりたいと考えております。

初めに、1、趣旨についてです。3点示させていただいております。1点目は、学習指導要領に示されているとおり、学校段階間の接続を円滑に図る必要があること。2点目は、調布市の課題として、不登校、自らの考えを持ち表現する力の向上、安心して過ごしやすい学習環境の整備があること。3点目は、不登校児童・生徒への支援の充実、学習指導の連続性、一貫した教育支援の充実、こちらの3つの側面から構成される小中連携の取組を推進し、教育の質を向上すること。以上の3点となります。

次に、2、位置付け・計画期間についてでございます。次期教育プランに基づいて計画期間を設定しております。

続いて、3、検討体制についてです。こちらについては、資料に示しているとおりとなっております。

次に参ります。4、現状と課題についてです。4点挙げさせていただいております。1点目は、小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制であり、指導形態が異なること。2点目は、児童・生徒の小学校時点における学習上の課題を中学校と十分共有されていないこと。3点目は、児童・生徒の小学校時点における生活指導上の課題が中学校と十分に共有されていないこと。4点目は、中学校では小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、小学校よりも規則に基づいた指導がなされる傾向があるということ。以上となります。

5、視点・基本方針についてでございます。学校段階間の円滑な接続による教育の質の向上という本取組の目的を踏まえて、3つの側面を視点とし、基盤として、小・中学校の教員の交流を位置付け、施策の推進を図ってまいります。

右側に移ります。6、スケジュールについては、4年間の流れを示しております。計画期間最後の2年間においては、実践事例の発表を予定しております。好事例の共有をしていきたいと考えております。

7、グループ分けについては、既存のグループ分けを生かして進めてまいりたいと考えております。

8、取組内容についてです。具体的には、調布市小中連携教育の日を年間2回設定いた

します。

ねらいとしましては、大きく3点です。小・中学校の教員が一堂に会し、中学校区の小・中学校間で情報共有できる体制を作ること。集団指導の引き継ぎを行い、9年間を見通した不登校対策を実施するということ。各中学校区の児童・生徒の実態に応じた課題を解決するために、小中連携教育の取組を計画を踏まえて実施するとともに、成果を共有することでございます。

年度末には、実践報告書として、取り組んだ内容についてを取りまとめ、全中学校区で共有を図ってまいりたいと考えております。

令和8年度まで継続して取組を行い、小中連携教育の充実を図ってまいります。

報告は以上になります。

最後に、資料4、令和3年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について報告をさせていただきます。資料4をお願いいたします。

1、調査の概要について御説明いたします。

(1)の調査の目的は、調布市立小・中学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の実態を把握し、それぞれの未然防止、早期発見、早期対応の充実を図ることにあります。

(2)の概要については、本調査は令和4年4月に実施し、教員が回答した結果となっております。

(3)の調査項目は、記載のとおりとなっております。

次に、2、調布市教育プランとの関連についてです。

(2)の成果指標は、小学校が令和3年度から0.6ポイント減少し、中学校は0.9ポイント上昇しております。また、令和5年度の目標値100%を目指しているところでございますが、十分な結果ではないということから、指導室訪問等で児童・生徒一人一人の考え方を把握するとともに、そのように至っている背景まで理解するよう、各学校に指導、助言を行っておるところでございます。

3、いじめ・不登校等の実態についてです。いじめの認知件数は、小学校では減少し、中学校においては増加となりました。いじめの対応には、「パソコンや形態電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」で小学校5件、中学校15件が見られることから、学校が家庭と連携を図り、SNS等におけるいじめ被害が起こらないよう指導、助言に努めてまいります。

次に、不登校の結果についてでございます。特に小学校での出現率が上昇しております。

90日以上欠席している児童・生徒数は、小学校で73人、中学校で126人であり、長期間の欠席児童・生徒数は年々増加傾向にあります。また、令和2年度から継続している不登校の割合は、小学校40.9%、中学校53.7%となっており、中学校の継続率が減少しております。中学校での取組が功を奏していると考えております。

暴力行為の発生件数については、中学校において令和2年度から増加した結果となりました。中学校では複数の生徒同士による暴力行為が見られたため、増加をしております。

4、調査結果を踏まえた今後の対応についてでございます。ここでは、重点を置いて取り組んだ対応等について御報告させていただきます。

いじめの対応では、年3回の校内研修を実施し、全教職員がいじめの定義を正しく理解し、定義に基づいた認知を確実に行うとともに、組織的な対応を行う。続いて、様々な困難、ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、SOSの出し方に関する教育を実施するです。

不登校の対応では、3点です。児童・生徒への年3回、自尊感情の意識調査を実施し、調査結果を踏まえた各校における居場所づくり、絆づくりの充実を図る。2点目、長期的な欠席児童・生徒への学習保障について、1人1台タブレット端末等を活用した学習支援などの推進を図るです。また、新たな取組として、訪問型支援みらいの実施を11月より行っております。

暴力行為の対応についてでございます。2点ございます。暴力行為のみを指導の対象とするのではなく、児童・生徒の多様な実態、一人一人が抱える課題やその背景等を把握し、適切な指導、助言を行うこと。2点目に、すべての教職員で、生活指導の目標や方針、指導基準の共通理解を図り、一貫性のある対応ができる校内指導体制を構築することでございます。

指導室では、これらの取組を充実させ、いじめ、不登校等の未然防止に努めるとともに、早期発見、組織的な対応が行えるよう、引き続き、学校へ指導、助言をしてまいります。

報告については以上になります。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料2についてお伺いします。小学校の事故が、体育の授業中に起きたという件数が先月は大変多く見られて残念に思うわけですが、運動の内容を見

てみますと、カリキュラム上は適切な配置、配当の中での事故ということだと思われませんが、例えば①の鬼遊びでの事故。鬼遊びというのは簡単な遊びですが、実は課題がたくさんあって、子ども間のトラブルが起きやすいとか、衝突しやすい、捻挫等々がよく見られる。指導上は難しいけれども、子どもたちが楽しいので、体を温めるには大変効果的だと言われているわけですが、それだけに指導上、注意をすべきことがあるのかなと思うところでもあります。

特に①は靴が脱げたと。これについては、前回は正しい靴の履き方について私は意見を述べたところがございますけれども、少し残念に思うところではありますが、今後、ぜひ御指導いただきたいと思っております。

そこで、少し気になるのが、⑦の右小指挫創というところです。最近、各地区で児童虐待といったことがある中で、シャワー室へ連れて行って云々と。この対応がどうなのかなと。その後、保護者の方からの質問等はなかったのか。これについては前回の第11回定例会でも、スクールサポーターの対応について少し不手際があったように思うところではありますが、その辺りを踏まえて御説明いただければありがたいと思っております。

それから、中学校では、硬質マットに激突して右手首骨折と。中学3年生で高校入試は大丈夫かなと少し気になる場所でもあります。

それから、②のボールは大きいのか小さいのか。そこら辺りを書いていただくと分かったかなと思っております。

幾つか申しあげましたけれども、分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 事故についてなのでございますけれども、体育、授業中の事故について、11月は増えている傾向でございます。

前回の定例会のところで御指導いただきましたように、授業においては安全配慮義務が発生いたしますので、校長会を通じて授業中に必ず安全配慮について行うといったことを、各学校には周知させていただいております。並びに、週の指導計画のほうにも記載を促して、必ず管理職が確認するように、実施の際にはそのように取り組んでもらうように各校にお願いしているところがございます。

その中で、小学校の⑦の事例については、個別に配慮を要する児童の対応といったところで、年度の初めから児童が興奮状態になった際には、クールダウンの際にシャワー室に連れて行って落ち着かせるという対応について、保護者、学校、ともに共通の理解の下、

指導に当たってきたところでございます。これまでもシャワー室でクールダウン用の部屋として使用していたところでございますが、今回の件については、扉を閉めた際に指を挟んでしまったといったことで、事故後に直接保護者の方にも学校が校長を通じて謝罪をしているところでございます。現在、その対応について保護者の方は、十分に御理解をいただいております。当該の児童も、学校に元気に登校してきている状況でございます。

中学校の事例について、①の右手首骨折なのですけれども、骨折の程度でいくと、そこまで重い骨折ではないと報告を受けています。完治するまでの時間については、様々な環境が要因してくるところでございますが、完全に重篤な状態ではないと学校からは報告を受けております。

②の事故のボールについては、軟式の野球ボールになります。次回から、ボールについてもより具体的に、分かるような記述に努めてまいりたいと思います。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。具体的な内容が分かって理解できたところもでございます。先ほどの⑦につきましては、ほかのことも含めてですけれども、最近、主体的、対話的な学びを推進すると強く言われているわけですが、ややもすれば、教師自身が包み切れずに、放任という、言葉は少し乱暴ですけれども、見守り過ぎるといいますか、その間の手だてが若干薄れているということを感じているわけですけれども、私は指導上、善悪を含めて、教師は毅然とした態度で臨むべきではないかと常々思っているところです。

このように対応の難しい子もいて、恐らく学級内では学校長を含めて指導の在り方については共通理解をされている結果だろうと思うわけですけれども、ひとつ誤解のないようにしてほしいなと思うところでもあります。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 質問が2つあります。1つは、小中連携教育の資料3のところですか。この小中連携については、これまでも各中学校で取り組んできたと思います。その趣旨は、たしか、中1ギャップをなくしたい、小中のスムーズなつながりをということで取り組んできたかと思うのですが、ここで不登校支援、学習指導の連続性、一貫した教育支援ということをきちんとうたって取り組もうとしていることは、大変いいことだと思います。

ここでの質問なのですが、年間2回ぐらいの実施となると、その内容の充実のためには、推進役の動きがとても重要になってくると思います。この推進役にはどういう方がなるの

か。それから、そういう方たちの連絡会的な学習、情報交換の場が設置されているのか。その辺りを伺いたいのが1つです。

2つ目は、資料4のいじめ・不登校の調査の、今後の対応のところ、不登校の部分の一番上の丸、児童・生徒への云々、自尊感情測定を実施し、居場所づくりと絆づくりの充実の取組なのですが、これはたしか、調布中学校とその学区の小学校の取組でモデル事業として頑張っていたかと思えます。これが、今は調布市の全部の学校に波及とか実施されていることなのか、その辺りの様子を教えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 まず初めに、小中連携教育の御質問についてお答えいたします。

各学校においては、これまで、小中連携教育については、中学校区ごとに取り組んでいるところでございます。今回改めて調布市として課題としてとらえていることについても、重点として取り組んでいただきたいというように、日にちを設定して、時間を確保して検討して進めていただきたいということで、お示ししているところでございます。

その中で、この取組を推進していくためにといったところでございますが、推進役としましては、各学校の管理職、校長先生をリーダーシップにさせていただきながら、実際に実務担当者としては主幹教諭等、学校のマドルリーダーを中心に進めていただきたいと考えております。

年2回の実施回数といったところでございますけれども、各中学校区においてそれぞれ2回以上設定して構わないという形で進めさせていただきたいと考えております。ですので、中学校区においては、2回以上設定して取組を進めていく地区もございます。

続いて、資料4の御質問についてでございますが、不登校の今後の取組といったところで、1つ目の項目についてなのですけれども、千田委員のおっしゃるように、こちらについては、令和2年度、調布中学校区でモデル的に実施してきた取組になります。現在においては、全小・中学校においてこの取組を広めて、取り組んでいただいているところでございます。居場所づくりと絆づくりといったところで子どもの自尊感情を測っていくといった取組について、今、全小・中学校において取り組んでいただいている状況にあります。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 小中連携について、市が率先して取り組んでいるという姿勢が分かって、

期待していきたいと思いますし、モデル事業の成果がこうやって市全体の取組になっているのも、喜ばしいことだと思います。

すみません、もう1つ、これは意見なのですが、いじめ、不登校のところのいじめの部分です。実はあまり説明にはなかったのですが、調布市のいじめ・不登校の実態のところ、小学校の1年生、2年生のいじめの数が、ほかの学年よりもとても多いと。これは、まだ善悪の判断がついていなくて、いじめられたと言えば、いじめにカウントされるというようなことも入るのかなと思いますが、一つ一つ丁寧にとらえて、善悪の判断を指導する大切な時期なのだろうと思います。ここでしっかり指導することによって、学年が進んだときには、自己コントロールできるような子どもたちに育っていくのではないかなと思います。

そういう意味では、早期発見、早期の丁寧な対応をぜひ今後の対応の中にも入れてほしいなど私は思っているのですが、これは意見です。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御意見ありがとうございます。1年生、低学年において、認知の件数が多いといったところでございますけれども、令和元年度から国が積極的認知を行うようにといったことで進めてきているところでございますが、その中に、いじめの対応としましては、冷やかしかからかい、そういったこともいじめとして認知をするようにといったところで項目が挙がってきております。なので、低学年においても、ちょっとした、からかいであったりだとか、冷やかしか、悪口であったり、そういった件数を学校側がしっかり認知をして見取ってきているといった、その成果がこの数字に表れているのではないかと考えております。

今後についてなのですが、千田委員におっしゃっていただいた意見についても十分検討していき、反映できるようにしていきたいと考えますので、工夫をさせていただきたいと考えております。

○大和田教育長 千田委員、よろしいですか。

○千田委員 はい。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございますか。福谷委員。

○福谷委員 資料3の小中連携で、これは私の感想と意見なのですが、5の視点・基本方針で、交流というのがあるのですが、先ほど言った小中一貫についての交流で、私が実際、今と時代が違いますけれども、教員同士の授業参観等はあったのですが、共有

まではなかったかなと思っております。

むしろ共有と考える場合は、情報の共有ということがあって、中学校の場合は小学校に聞き取り調査を行います。小学校から中学校に来る子たちの情報を聞き取りに行くわけですが、小学校は担任の先生がほとんど把握していますので、担任の先生個人の情報でしかないわけです。中学校の場合は学年で対応します。ですから、小学校からいただいた情報で中学校が対応しますけれども、やはり抜けているというか、見方が違うから、この子はいい子なのですよみたいな形でしか書いていなくて、実際は様々なものを抱えている子もいました。

卒業の忙しい時期に、一担任の先生だけがこれに対応しているという状況から考えると、小学校のほうでも学校全体で生活指導とか、不登校とか、そういう様々な側面を持って心配のある子の情報なども聞けたらいいのになといつも思っておりました。

ですから、小中連携であるならば、そこら辺の情報がしっかりと小学校から中学校に伝わるといいかなと思っております。

もう1つは、確かに小学校は全教科、担任の先生がやっていらっしゃるのですけれども、私は理科ですので、例えば教科部会のような感じで、この子の算数はこういう状態で、中学校で授業していると、分数が分からない、小数が分からないというような具体的な話もありますので、ですから、小中連携の中で教科部会というのは、ここでは、小学校とは違うので、少し視点が違うかな、私はやはり教科の中でこの子のここを配慮してほしいという情報の共有ができたらいいいのになというのが、ここでの感想です。

もう1点、資料4ですけれども、いじめのほうで、今後の対応の中で、スクールカウンセラーによる小5・中1、中学校1年生が1学期中に学年全員にスクールカウンセラー、たった1人で全部面接をします。それもグループ面接のような形でないとこなせないという状況もあるので、やはりこの辺はスクールカウンセラーが1人で大変だな、もっと充実した部分があればいいかなというような感想です。

それから、暴力のほうですけれども、小学校の暴力と中学校の暴力は違うかもしれませんが、やはり中学校においては、まず安全を図らないと大きな事故になります。例えば対教師暴力でも、私も1年間、前歯脱臼で治療したことがあります。17針縫いました。頭突きを食らったのですけれども、やはり安全な体制がしっかり取れるようなこととか、指導の場合に、先ほどのシャワー室ではないですけれども、適切な対応だったのかどうかというのを私も思いますので、やはりはれ物を触るような態度で学校、教師が対応してい

ると、適切な指導はできないのではないかなと思いました。

この資料を通しながら、今言った私自身の感想と意見ですので、特にこのようにしたらどうかという話ではありません。

○大和田教育長 ありがとうございます。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御意見等ありがとうございます。資料3についてなのですが、5の視点・基本方針について御意見を賜りましてありがとうございます。小学校、中学校の教員の交流といったところで、委員のおっしゃるように、情報の共有が大事であると。このコロナ禍において、学校同士のつながりもやはり希薄になりつつある現状がございます。

今年度、在り方検討委員会というものを設定しまして、小中連携教育の進め方について検討してきたところでございます。やはりその中で委員の方から御意見をいただいたのが、教員の交流が希薄になってきていると。そこが情報共有を積極的に行っていく上で課題になっているといった御指摘をいただいております。それも含めて、まずは令和5年度については、教員の交流を充実させていきたいと考えております。

その中で、委員がおっしゃられるように、教科部会といったところでございますけれども、各中学校区において課題が様々な状況であるとは認識しております。例えば体力向上に課題があると認識している中学校区もあれば、学力に課題を設定して取り組んでいくといったところもございます。今後、国や都が実施している体力調査であったり、学力調査も、課題設定の際に十分活用していくようにとは学校に指導、助言をさせていただきたいと考えております。

続いて、資料4についてなのですが、いじめの対応のところでございます。スクールカウンセラーによる全員面談といったところでございますが、今、都のスクールカウンセラー1人と市のスクールカウンセラー1人と、2人体制で各学校において実施しているところでございます。今後、時間の設定であったりだとか、実施の仕方については、工夫の余地はあるかと思っておりますので、その点については学校に適時、助言をしてみたいと考えております。

暴力行為についても、委員がおっしゃるように、やはり安全といったところが最優先になると考えております。教員側の指導方法についても、1人で対応しない、複数対応を基本としながら、適切に対応していくようにというところで、各学校には指導、助言をしてみたいと思います。周知も改めてしてみたいと思っておりますので、今回いただいた御意見

も校長会等を通じて学校のほうに伝えてまいりますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

○大和田教育長 福谷委員，よろしいですか。

○福谷委員 はい。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 資料4の今後の対応の真ん中，不登校の一番下のところの，訪問型支援のみらいが11月から開始されたと。まだ1ヶ月と半分ですから，成果だとかそういうことはこれからだと思いますけれども，実際に家庭訪問をかけてという対象の生徒や子どもたちはどのくらい今いるのか，そして，その様子はどんな感じなのか，簡単で結構なので，様子をお聞かせいただきたいと思います。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 11月から新たに訪問型支援のみらいを開始したところでございます。今のところ，利用が決定している人数につきましては，小学生が3人，中学生が12人いるところになります。中学生につきましては，家庭訪問と，公共施設を利用した学習支援等を実施しているところになります。まだ1ヶ月程度というところではございますが，長く不登校になった生徒が学校にも少しずつ行き始めたりですとか，家庭訪問でなかなか子どもに会えなくても，電話で話すことができたといった効果が既に出ているところになりますので，引き続き支援の充実に努めていきたいと思っております。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 教えていただいて，ありがとうございました。ぜひ子どもたちに寄り添った形で御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料3についてお伺いします。先ほど意見も出たところでありましてけれども，趣旨，目的等に迫るためには，やはり課題を解決する努力はどうしても欠かせないと思うところでもあります。そのためには，取組内容の市の小中連携教育の日というのを設定するのは，私はいいいことだと思うのですが，これだけの大きな課題がある中で，かつ，小中連携教育の推進，それからコミュニティ・スクールというものがこれから出てくる。いずれも来年度から動き出すであろうと思うところです。そうすると，学校でやはり交通整理をしてあげないと混乱するのではないのでしょうか。

例えば，コミュニティ・スクールの試行と小中連携をどうとらえていけばいいのかとい

う問題、それから、小中連携をどんどん進めていくけれども、例えばコミュニティ・スクールでは、学校、地域、保護者の連携という言葉も出てきます。そういう大事な文言が多く出てくる中で、まずは小中連携を進めていくとすれば、これとこれは外さない、これが核になるのですよということを示してはあるのですけれども、もう少し理解しやすく示していただければいいのではないかなというのが1点。

もう1つは、連携教育の日というのがたった1日でもいいのかなと。せめて月間にするとか、連携週間にするとか、これは時限的でいいと思うのですが、そのように設定して、小学校教育と中学校教育というのは、やはり相容れない部分もあるのはやむを得ないとは思いますが、その壁を少なくとも薄くする意味からも、共通理解を図る上での集まり、授業を交換し合う等々含めて、日を決めるのはいいけれども、私はもう少し回数を多くする意味で提案をしたいなと思うところであります。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御意見ありがとうございます。コミュニティ・スクールと小中連携といったところで、大きなキーワードがたくさん次年度から学校に下りてくるようになってまいります。おっしゃるように、学校の交通整理を教育委員会でしっかりとしていかなければいけないかなとは考えております。これまでも定例の校長会で情報の発信に努めてまいりましたとともに、次年度の教育課程の届出に関する説明会の折にも、小中連携とコミュニティ・スクールといったところでは、御説明をさせていただいておるところです。

今後も年が明けてから個別に事前の相談会等、教育課程の届け出る際の相談を受け付ける、そういった時間も設定しておりますので、改めて学校がしっかりと理解ができるように、教育委員会として支援をしてまいりたいと考えます。

小中連携教育の日の日程についてといったところでございますが、スケジュールのところにも示させていただきました、4年間の取組で今進めておるところでございますが、次年度も在り方検討委員会で小中連携についての課題であったり今後の進め方、方針について検討する場を設けていく予定でございます。その中で、今回、教育長職務代理者からいただいた御意見等も紹介していきながら、こういった取組、回数も含めて、充実を図っていくために必要なことは何なのかといったところを検討して、各小・中学校に取組の充実について周知を図ってまいりたいと考えます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　　よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点は、人材なのですけれども、地域学校協働本部であるとか、学校運営協議会であるとか、第三者評価委員会であるとか、やはり各学校、共通した人材を求めて、ある校長先生からは、先生、本当に人がいないんですよ、どこかにという困り事もお聞きしたりするわけですので、積極的に人材確保、あるいは御紹介に努めていただく努力をお願ひしたいなと思っておりますので、どうぞお願ひします。

○大和田教育長　　ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員　　今までお聞きしている中で、いじめ、不登校への対応、小中連携、またコミュニティ・スクールへの対応等々で、どれも必要なことであり、ここに今後の対応と取組等、丁寧に記載されていることには、ぜひ積極的に取り組んでいていただきたいなと思っているところではあります。働き方改革という点から考えて、こうやって多くのことが次々と上乗せされていくというところがある。これは必要なことだとは思いますが、これは要望的な意見といひましようか、今までの中でどこか削れるところがあるならば、新しいところの中ではなく、これまで実施してきた中で、例えば報告書でありますとか、様々なものがあるとは思ひますけれども、どこか削ってあげないと、もしくは人を増やしてあげないと、こうした取組が実効性のあるものにならないのではないかと。言葉は悪いですけれども、やっつけ仕事みたいになつてしまつては、せつかくのプランがもつたいないなとも感じますので、そういったところへの御配慮もお願ひしたいなと思ひところす。

以上、意見であります。

○大和田教育長　　ありがとうございます。ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長　　ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3　諸報告

○大和田教育長　　次に、日程第3、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料5及び6のとおりとなりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告に関する質疑、意見を受けたいと思ひます。質疑、意見のある方はお願ひいたします。榎本委員。

○榎本委員 資料5の地域運動会実施報告の中で、多くのところが中止になっておりますけれども、代替の事業を実施という学校が幾つかあると思います。この代替の事業というのは、具体的に例えばどんなものがあつたのか教えていただいでよろしいですか。

○大和田教育長 中川社会教育課長。

○中川社会教育課長 代替の事業としましては、今年度、感染防止対策を実施した上で地域運動会を実施していただきたいというような内容となっております。そういった感染防止対策の中で密を避けるというところから、開放委員会に登録している団体などがブースを設置しまして、初めての方でもお年寄りから子どもまで気軽に種目を体験できるスポーツ体験会のような内容のものが代替事業として挙げられた内容でございます。

○榎本委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案

議案第35号 調布市教育委員会教育目標及び基本方針について

○大和田教育長 次に、日程第4、議案に入ります。

議案第35号「調布市教育委員会教育目標及び基本方針について」を議題といたします。
本件について市川教育総務課副主幹から説明をお願いします。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 それでは、議案第35号「調布市教育委員会教育目標及び基本方針について」説明いたします。

本件は、調布市教育委員会教育目標及び基本方針を御決定いただきたく、提案するものであります。

初めに、教育目標、基本方針の修正の視点について説明いたします。

教育目標、基本方針は、調布市教育委員会が教育行政を進めていくための普遍的な考え方として位置付けられるもので、市の具体的な教育施策、主要事業を定めた教育プランの上位の考え方となります。加えて、市の教育行政を組織横断的に進めていくためには、市長部局との連携が不可欠であることから、市の基本計画との連動も重要な要素となります。

このことから、平成30年12月の教育委員会定例会において、現行の教育目標、基本方針をお諮りした際、教育目標、基本方針の内容は、教育プラン等の計画期間である4年間と

合わせ、その4年間を見据えた教育課題に対応する内容に見直していくこととして御提案し、御決定いただいたところです。

この考え方は、現在においても変わるものではないことから、本日お諮りする内容についても、現在策定作業中の教育プランや基本計画等と整合を図り、今後4年間を見据えた教育課題に対応する内容として修正し、お諮りするものであります。

それでは、具体的な修正内容について御説明いたします。A4横の新旧対照表を御覧ください。本資料の見方ですが、表の左側に今回御確認いただく新たな内容、右側にこれまでの内容を記載し、これまでの内容から変更になっている部分を網掛け下線で表示しています。本日は、この部分を中心に御説明いたします。

初めに、教育目標について、1ページを御覧ください。こちらは、市の教育行政を推進するための原理、原則のような考え方を記載しており、今回は修正等の必要はないと考えていることから、日付の変更のみの御提案となります。

続いて、基本方針（案）を御説明いたしますので、2ページを御覧ください。基本方針は、5つ方針で構成され、それぞれに背景と施策の方向性を記載しています。今回の御提案では、5つの基本方針は変更せず、背景と施策の方向性について、必要な時点修正等を加えました。上から順に説明いたします。

初めに、基本方針1の背景、上から3つ目の丸です。ここでは、昨今の教育活動のキーワードである多様性の理解や、持続可能な社会の創り手の要素を反映した修正となります。

1枚進んでいただきまして、3ページ、施策の方向性の丸の1つ目及び丸の2つ目につきましても、この修正内容に連動した修正となります。また、その下にございます丸の4つ目、「各学校が定める」の部分ですが、学校いじめ防止対策基本方針の内容を分かりやすくするための追記となります。

続いて、基本方針2に移ります。背景の1つ目の丸ですが、学習指導要領に関する記載を時点修正したものととなります。

1枚おめくりいただいた4ページを御覧ください。1つ目の丸ですが、国の令和の日本型教育の構築を目指しての答申で示された内容に基づき、個別最適な学びや協働的な学び、ICT環境の整備といったキーワードを加えた追記となります。

続いて、ページ中ほどの丸の5つ目ですが、こちらは子どもたちを取り巻く社会問題に関する記載を時点修正したもので、教育プランと同様に、様々な家庭環境にある子どもへの支援に関する記載としております。

その下の丸は、オリ・パラ教育のレガシーを継承していくものとして、内容を時点修正いたしました。

1枚進んだ5ページから、施策の方向性が始まります。そちらの2つ目の丸でございますが、こちらは先ほど御説明した個別最適な学びや協働的な学び、ICTに関する記載を追記いたしました。

続いて、その2つ下の丸ですが、こちらは、不登校児童・生徒への対応について、分かりやすい表現に変更するとともに、新たに行う事業や環境整備に関する記載を追記いたしました。

さらに、その2つ下の丸は、先ほど御説明したオリ・パラ教育のレガシー継承に関する具体的な内容を、その下の丸は、現在策定中の第2期特別支援教育推進計画で定める市の方針を掲載し、同計画と連動した特別支援教育の推進を図ってまいります。

続いて、1枚おめくりいただいた6ページでございます。ここから基本方針の3でございますが、背景のところを御覧ください。1つ目の丸ですが、コミュニティ・スクールの導入を意識した背景の時点修正となります。

同様に、2つ目の丸は、働き方改革を意識して、背景を新規に追加するものであります。

4つ目の丸は、文言整理の修正となります。

1枚おめくりいただいて、7ページを御覧ください。ここから施策の方向性になります。上から2つ目の丸、3つ目の丸ですが、それぞれ先ほど御説明したコミュニティ・スクールの導入と働き方改革に関する具体的な内容の記載となります。

続いて、ページ中央から始まる基本方針4です。背景の1つ目の丸では、教育人口の増減や学級編制標準の引き下げ、省エネや脱炭素といった環境配慮の考え方などの時点修正に加え、文言の見直しを行い、施設整備に関する内容を更新しました。

その下の3つ目の丸は、感染症対策や医療的ケア児への対応など、新たな課題に関する内容を追記したものです。

1枚おめくりいただいた8ページから始まる施策の方向性の中では、2つ目の丸で、先ほど御説明した施設整備に関する具体的な内容を、3つ目の丸で、感染症対策や医療的ケア児への具体的な内容を記載いたしました。

最後、ページ中ほどの基本方針5ですが、同内容は修正なしとして御提案させていただきます。

最後に、A4縦の資料でございますが、こちらの内容は、ただいま説明いたしました新

たな案の内容を反映したものであり、ホームページ等で公開する様式となりますので、参考まで御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で報告は終わりました。これより質疑を求めます。細川委員。

○細川委員 今、御説明していただいた横判の新旧対照の7ページであります。基本方針3の施策の方向性の2つ目の丸、コミュニティ・スクールについての記載であります。ここについて、「学校・家庭・地域が目標やビジョンの共有を図りながら」という記載があるのですけれども、私はここにもう1つ、ぜひ加えていただきたい言葉があります。それは、課題の共有です。

これまで保護者として、また地域の協働本部として学校にかかわっている中で、今何が必要なのだろうか、どんなお手伝いができるのだろうか、どんな協力ができるのだろうかというのを考えたときに、実際に今どんなことに困っているのかとか、課題があるのかというところが共有されないことには、取り組みようがないといえますか、自らの課題を表明するというのはなかなかハードルが高いところはあるかもしれませんが、そこを地域、家庭に共有していただくことによって、よりよい学校づくりにつなげることが初めてできるのではないのかなと私は考えていますので、もし可能であれば、そういったところも御検討いただければありがたいと思っております。

○大和田教育長 市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 御意見ありがとうございます。御意見の趣旨としては受け止めたので、内部で確認させていただいた後、対応させていただければと思います。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 よろしくお願ひします。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 今、細川委員の御意見、なるほどなと思うところがございますが、私は、「学校・家庭・地域が目標やビジョンの共有」、この目標、ビジョンを立てるに当たっては、やはりこれまでの成果や課題等を踏まえて、目標、ビジョンというものは出来上がっていくのではないのでしょうか。そこら辺りも含めて御検討いただきたいと思っております。

○大和田教育長 ほかに御意見等ございますか。千田委員。

○千田委員 別のところでいいですか。

○大和田教育長 はい。

○千田委員 私は、5ページの基本方針2の施策の方向性のところで、2つ質問があります。

まず、この基本方針の施策の方向性の3つ目、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に」ということで、学校全体での子どもの見守り等についてを語っているのですが、現在、スクールカウンセラーは、先ほどありましたように、週1回2人のカウンセラーが配置されていますが、スクールソーシャルワーカーはかなり少ないと思います。これについて現在の実情と、これからの見通しとといいますか、どういう配置の仕方を考えているか、どういう活動を考えているかということをお聞かせいただきたいのが1つです。

2つ目は、このページの一番下の丸印です。「どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び」云々ですが、これは、これまでの方向性の文面とはかなり飛躍しているようにも思うような表現になっていて、ここまで言っても大丈夫なのだろうかと思うようなことでもあるのですが、振り返ってみますと、恐らく、これを表現するには、かなり裏付けがあって、しかも、願いもあるのかもしれないなとも思いました。その辺りの状況をお聞かせいただけたらありがたいと思います。お願いします。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 私からは、スクールソーシャルワーカーの体制について説明させていただきます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在3人の体制になっておりますが、東京都のほうでスクールソーシャルワーカーを活用した支援を強化するというところで、目指す姿というところで、令和7年度にはすべての小・中学校で週1回、学校に配置できる体制を目指すということで方針を出しているところになります。

市としましても、この東京都の方針を踏まえまして、令和7年度までに学校配置等ができるように、今後、スクールソーシャルワーカーの体制を段階的に増員等を含めて強化していきたいと考えております。

○大和田教育長 坂口指導室副主幹。

○坂口指導室副主幹 私からは、2つ目の御質問に対してお答えしたいと思います。

この文言についてですが、前回の特別支援教育推進計画の理念からの引き継ぎという文

言にはなっております。ただ、こちらの内容で大丈夫でしょうかというところの裏付け、願いというお話でした。子どもたちが行動や学習で表れる困難は、どちらかというところ、今までは生活指導の俎上とかそういったところに上がってくるが多かったのですが、近年、その子の生育歴とか養育環境だけではなくて、脳の発達の違いによることの方が大きいということが明らかになってきているということがあります。

そういった意味で、すべての学校、学級で対応を変えていかなければならないと。さきの12月13日に文科省から発表があつて御存じだと思いますが、通常の学級に在籍する知的な遅れのない特別な支援を必要とする児童・生徒数の割合が8.8%という数字が出ております。また、この調査に携わった座長の見解からも、なだらかなグラフが表れているところからも分かるように、通常の学級の中の子どもたちの状態は非常に様々である、多様な子どもたちが存在しているのものであるということで、私どもとしては、これは決して飛躍しているとは考えておらず、実態を表している言葉であると。通常の学級、あるいはもう少し大きな言葉で言いますと、一般社会の有様といたしまししょうか、それが実はこういうものであるのだと。だからこそ、すべての学校、学級での教育の充実が必要であるというように述べているということをお理解いただければと思います。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 スクールソーシャルワーカーについては、これからヤングケアラーの問題などもたくさんあつて、必要性は大いにありますので、ぜひ拡充をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今、脳の発達の違いとか、一般社会の様相を呈しているのだからというような話もありました。ただ、具体的には、少し高い目標だなという感じはするのですが、ここに向かっていくのは大変大事なことなので、賛成したいと思います。

別件のところで、私も意見が1つあります。基本方針の1のところ、2ページ、3ページにつながるころなわけですけれども、先ほど読まれた丸の3番目、「一人一人の児童」云々の辺りからですが、子どもたちを社会の創り手として認めていくということはとても重要なことで、歓迎したいところなわけですけれども、子どもの権利条約とか、これから施行される子ども基本法というのでも出ていまして、その中には、子どもの意見表明のことがかなり重要視されているのではないかなと思うわけです。

なので、調布市は今までも確かに夢発表会とかやっているのですけれども、そこをきちんと明記して、子どもの意見を大事にしていくというような辺りも取り入れていただけた

らいいと思います。

○大和田教育長 ありがとうございます。ほかに御意見等ございますか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。ただ、先ほど細川委員、それから奈尾教育長職務代理者、千田委員から出た御指摘につきましては、事務局で検討して、一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 ありがとうございます。では、その辺は検討させていただいて、来年度以降の基本目標にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議案第36号 臨時代理の承認について（東京都公立学校副校長の人事について）

○大和田教育長 次に、議案第36号「臨時代理の承認について」を議題といたします。本件について所指導室長から提案理由の説明を願います。所指導室長。

○所指導室長 議案第36号「臨時代理の承認について」御説明いたします。

提案理由は、調布市立学校の副校長の人事について、東京都教育委員会へ内申するため、教育長が臨時代理により処理いたしましたので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により提案するものでございます。

発令は令和4年12月16日付けで、配置は配布いたしました資料のとおりでございます。

該当校は第四中学校となります。前任の副校長が令和4年12月16日付けで調布市から転出したことに伴い、同日付けで他地区からの転入者が後任の副校長として配置されております。

以上、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第37号 調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

○大和田教育長 次に、議案第37号「調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を議題といたします。本件について三井指導室学校教育担当課長から提案理由の説明を願います。三井指導室学校教育担当課長。

○三井指導室学校教育担当課長 議案第37号「調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」について御説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置等について必要な事項を定めるため、提案するものです。

学校運営協議会を設置する背景になりますが、現在、急激な社会の変化に伴いまして、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中、学校と地域が相互連携の下に、一体的に子どもたちの成長を支えていくことが必要とされております。このことから、国は、学校と地域住民が目標を共有しながら、地域とともにある学校づくりを目指す仕組みとして、法において学校運営協議会の設置を努力義務として規定したところでございます。

調布市といたしましても、現在、令和5年4月をめどに3校がこの学校運営協議会の設立準備を進めており、令和7年度までに全校設置を目指しているところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。法の趣旨にのっとり、本規則では、学校運営協議会の委員の任免の手続き、また任期など、法に記載以外の内容も規定しております。

まず第1条、趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される学校運営協議会の設置について必要な事項を定める旨の記載をし、第2条では、学校運営協議会は、各学校ごとに設置する旨を規定しております。

第3条、第4条では、学校運営協議会の役割などを規定しており、第3条では、学校運営に関する基本的な方針の承認として、学校長が作成する学校経営計画などの承認を得ること、第4条では、学校運営等に関する意見の申出として、学校運営に関する事項や職員の採用などについて、学校長や教育委員会に意見を述べるができる旨を記載しております。

次に、2ページをお願いいたします。第5条の学校運営等に関する評価は、現在、第三者機関として設置している学校評議員制度を、当該学校運営協議会が実施することとし、学校運営の状況などについて毎年度振り返り、評価を行うこととしております。

次に、第8条、委員の任命では、各協議会の委員は10人以内とする旨や、委員は当該学

校に児童・生徒を通わせている保護者や地域住民を中心に選定し、委員の任命は当該学校長の推薦により教育委員会が任命するものとしております。

次に、3ページをお願いいたします。第10条、任期は1年とし、第11条、報酬は、1日当たり2,000円とします。1年度当たり1万2,000円を上限といたします。なお、当該委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員という位置付けになることから、1日当たり2,000円の単価設定につきましては、調布市の別の規則であります調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則において、その単価を設定してまいります。

第12条から、次の4ページ、第14条までは、一般的な会の設置に関する事項として、会長、副会長の選任、それから会議の公開などを規定しております。

次に、第15条、研修は、教育委員会が委員に対して必要な研修を行うことや、第16条では、教育委員会が各学校の協議会の運営状況などを常に把握しながら、必要に応じて指導、助言を行うなど、必要な措置を講ずる旨を規定しております。

最後に、5ページの附則において、本規則の施行日を令和5年4月1日と定めます。

規則の説明は以上となります。

また、参考資料として、調布市版のコミュニティ・スクールのチラシを作成いたしました。こちらは、コミュニティ・スクールの概要、それから導入による効果、地域学校協働本部との一体的な推進など、コミュニティ・スクールを分かりやすく説明しているもので、今後の設置に向けた説明用の資料として広く活用してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で報告は終わりました。これより質疑を求めます。細川委員。

○細川委員 先ほど奈尾教育長職務代理者からもこの人材をどう確保するのかということに対する懸念が示されたところでもありますけれども、私も同じ印象を持っております。

その中で、こうした規約を定めて運営していくわけではありますが、恐らく、普通の保護者とか地域の方が特別職の地方公務員の身分を有すると言われても、これはどういうことなのだろうかというところがあるのではなかろうかなと思います。そうしたところについても、何か具体的に御説明をしていただけるような機会があるのか、そこら辺の丁寧な説明が必要かと思われるのですけれども、その辺についての御見解をお聞きしたく存じます。

○大和田教育長 三井指導室学校教育担当課長。

○三井指導室学校教育担当課長 御指摘の地方公務員の身分を有するということですが、けれども、やはり一番大きいところは守秘義務、秘密を守るという、個人情報も扱う場面もありますから、職をやっている、辞めても、そこは守っていただくというルールになっております。

この辺は、今、モデル校3校にも様々な研修をやっているのですけれども、併せて、運営の手引きというものを今作っております。分かりやすく図解で、こういった場合、こうですよみたいな、あと様式も一緒に入っているのですけれども、こういったところで研修も実施してまいりますので、ここで個人情報の扱い、地方公務員の身分を有するということはしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。ぜひ丁寧な御説明をお願いしたいところです。既に設置されている協働本部のコーディネーターたちも、協働本部自体で何をすればいいのだろうか、まだ模索をしているようなところでもあり、その上に、さらにこのコミュニティ・スクールというような言葉もちらほらと聞き及んでいる中で、私たちはどんな立場なのだろうか、何をすればいいのだろうかというのが、なかなかまだ分かりにくいところがあると聞いておりますので、ぜひその辺は丁寧に進めていただければありがたく存じます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

議案第38号 調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第38号「調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼図書館長 議案第38号につきまして提案理由を御説明申しあげます。

本案は、調布市立図書館条例施行規則の一部を改正するものであります。

その内容といたしましては、図書館利用者における性自認の多様性への配慮から、貸出登録申請書の様式の性別欄を廃止するほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、改正するものであります。

様式の変更につきましては、お手元にお配りしております資料の後ろのほうにありますけれども、新旧対照表の3ページを御覧ください。右側の第1号様式の1の上部に記載しております性別の欄を削るほか、文言等の所要の変更及び規定の整備を行うものであります。

4ページ以降のその他様式につきましても、文言等の所要の変更及び規定の整備を行うものであります。

よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和4年調布市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員